

令和2年第5回農業委員会総会議事録

令和2年5月15日（金）第5回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員 17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
	4番	三上 雄二		5番	谷川内 茂
	6番	倉脇 敏弥		7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		9番	川上 憲次
	10番	久保木 誠		11番	藤本 彰
	12番	山田 條一		13番	小田 正廣
	14番	奥山 亮		16番	藤澤 和利
	17番	仲田 清志			

推進委員 9人

	1番	小西 堅		3番	泉 登
	4番	溝尾 美恵子		5番	三輪 金樹
	6番	長岡 保義		7番	後藤 保夫
	8番	井上 光男		9番	鈴江 寛
	10番	奥津 忠和			

欠席委員 2人

15番 橋本 澄男 推2番 山本 計博

議事

議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第27号	現況証明にかかる現況認定について
議案第28号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について
報告事項	農地改良届について
	平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について
	完了届について
	利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長

吉田 征弘

次長

竹村 陽子

主幹

三村 真司

主幹

高瀬 智裕

(開会時刻 午前9時30分)

三村主幹	只今から新見市農業委員会第5回総会を開催致したいと思えます。本日の出席は26名で、欠席の委員は15番橋本委員、推進委員2番山本委員でございます。では最初に、逸見会長からご挨拶をお願い致します。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。表彰を頂きましたので、今晚一席設けたいところですが、ちょっとコロナウイルスの関係もありまして、2年程先になりはしないかと思えます。毎日初夏のような暑い日が続きますが、皆さん農繁期は順調に終わりに向かっていることと思えます。始まった所もまだないかもわかりません。終わった所もあるんじゃないかと思えます。これから日毎に暑さも厳しくなって参ります。体に十分気を付けられまして、現地調査、確認等を実施して頂きたいと思えます。テレビをつけると、新型コロナウイルス感染症の話題でいっぱいです。営業自粛を余儀なくされている個人商店や中小企業の方々は、大変な思いをされていることと思えます。一刻も早く終息に向かうことを願っております。我々もまだやり残していることがありますので、なるべく早く終息してもらいたいと思えます。それにしても、自衛隊の防疫対策に感心しているところですが、自衛隊からは1名も感染者が出ておらんそうです。クルーズ船からの運搬とか、自衛隊がやったらしいんですが、一人も出ていない。統率力の力か感染症に対する意識の高さなのか、ちょっと知りたいようなところがございます。あちこちの病院でも、自衛隊が今防護服の着用とか、脱いだ後の処置の仕方とかというのを、病院に講習をしてるような状態であるそうです。我々も農地法のことなら農業委員に聞けと言われたいもんですが、まだまだ勉強しないといけないかなと思えます。では本日もよろしくお願い致します。
三村主幹	ありがとうございました。続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は1番谷岡代理に先導をお願い致します。
谷岡代理	「農業委員会憲章」の先導
三村主幹	ありがとうございました。それではここからの進行は会長よろしくお願い致します。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願い致します。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、4番三上委員、5番谷川内委員をお願い致します。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第23号農地法第3条の規

定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

吉田局長

それでは説明させていただきます。農地法第3条につきまして、今回の議案についてでございますが、申請が11件ございました。まず1番でございますが、現地確認を4月3日に行っております。場所は金谷、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。譲受人は、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり、適用はございません。第3号につきまして、信託ではないので、適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積10aを超えておりますので、該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、遠方に住んでいて耕作できないことから地元耕作者へ贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元耕作者への贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

藤澤委員

5月7日に逸見会長、三輪さん、私の3人で現地を確認しております。場所は●●●●●の前でその前へ●●●●●があります。●●●●●へ入る下りがけの所の右側の農地であり、現地を確認しております。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんようなので、第23号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続いて、議案第23号2番の議案について事務局から説明をお願いします。
吉田局長	続きますして2番でございます。確認を4月3日に行っております。場所は神郷釜村、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1名で、価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続きますして第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、遠方に住んでいて耕作できないことから地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元耕作者への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
大原委員	本日、橋本委員がお休みなので、代理で説明させていただきます。5月3日、仲田委員、井上委員、それと譲受人と私5名で現地を確認しました。さきほどの事務局の説明通り、間違いのないと思います。よろしくをお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続いて、議案第23号3

番の議案について事務局の説明をお願いします。

吉田局長

それでは続きまして3番でございます。確認を4月27日に行っております。場所は哲西町上神代、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名で、価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続きまして第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、双方の合意で売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また双方の合意による売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

三上委員

確認日は5月7日、谷川内委員、奥津委員、私、それと譲受人4名で現地を確認致しました。場所は国道182号線、JR市岡駅より500m程さらに矢神方面に向かって進んだ所●●●●●というのがあります。そこを100m程行った所にこの譲受人の自宅があり、その敷地内といいますか、屋敷の中のような所にこの畑がございます。価格が高いんですが、道路付きでもあり、屋敷も隣なので、話し合いの上、初めはもっと高いことを言われましたが、なんとか話の折り合いがついて、この度やりたいということでもよろしくをお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続いて、議案第23号4

番の議案について事務局の説明をお願いします。

吉田局長

それでは続きまして4番でございますが、現地確認を4月27日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続きまして第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、貸人が耕作できないことから地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元耕作者への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

三上委員

確認日は5月7日、谷川内委員、奥津委員、私と3名で現地を確認致しました。現地は国道182号線、哲西支局の200m位手前から反対側の左側なんですけどちょっとだけ国道から10m程入った所にこの1反6畝の田んぼがございました。議案の耕作面積の通りで譲受人も農業を大々的にやっておられますので問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続きまして、議案第23号5番の議案について事務局の説明をお願いします。

吉田局長	<p>それでは続きまして5番でございますが、現地確認を5月7日に行っております。場所は哲多町矢戸、現況地目は田畑計5筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は柚、柿、野菜、作業従事者は4名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続きまして第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、この度新見市で空き家と合わせて農地を取得するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また空き家と合わせての農地の売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
奥山委員	<p>5月9日、川上委員、鈴江委員と現地を確認しました。また5月10日に譲受人の方とお話もしています。場所は哲多町と成羽町の境の所を右折してすぐの所です。この農地には今現在柚とか柿とか大きい木がありまして、これを活用して加工品なども手がけていきたいとおっしゃってました。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>事務局の方はここへ書いてることが同じことを書いてるんですが、機械の能力って野菜や柿を作るどんな能力があるんですか。農作業の従事者はいいんですけど、問題ないと見込まれるとって、機械の能力ってどの辺を判断して野菜や柿、柚を作られる人が機械の能力ってどういう所を。それと一番最後にまた機械や労働力、またこの機械どんな機械のことを言われてるんですか。</p>
吉田局長	<p>大きさ等は把握してないんですが、耕耘機と草刈機と持たれておりまして、これを利用して作業を行うということです。</p>
後藤委員	<p>表現の問題。おかしいんじゃないか。必要な機械を持ってるんならまだ。</p>

会 長	<p>今度は所有機械を書くように。機械の能力を書く場合はそうしたほうがいい。以後そういうふうに改めましょう。他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問ございませんので、議案第23号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続きまして、議案第23号6番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>続きまして6番でございますが、現地確認を4月27日に行っております。場所は正田、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続きまして第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積10aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、遠方に住んでいて耕作できないことから地元耕作者へ贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、必要な機械を所持しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元耕作者への贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>5月7日に逸見会長、三輪さん、私と譲受人の3人で現地を確認しております。場所は●●という場所で、下から行きますと下広瀬橋を渡って200m程行きましたら、二つに分かれております。そこを右に入って、今度は小さい道を約50m入った場所で、譲受人のちょうど家の前の小さい2枚の畑であり、長年耕作をしておりません。ということでここで縁がありまして、贈与ということになりました。以上です。</p>

会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続きまして、議案第23号7番の議案の説明を事務局からお願いします。
吉田局長	それでは続きまして7番でございますが、現地確認を5月1日に行っております。場所は大佐永富、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名で、価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続きまして第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積0.1aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、空き家に付随した農地を売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、耕作に必要な機械を所持しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また空き家に付随した農地の売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
久保木委員	確認日が5月5日、後藤推進委員さん、山田委員さんで行いました。4月の総会で出ました空き家対策で、場所は旧県道新見勝山線小阪部川に架かっております橋がありますが、そこから約100m●●方向へ行きますと用水路がありまして、その用水路を右手に100m下った所です。住宅にはもうすでに住まいをされておまして、住宅の前の畑、家庭用の野菜を作るといようなことでございます。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問

	<p>はございませんか。</p>
三輪委員	<p>ちょっとお問い合わせしますが、下限面積0.1aを超えてるといって、こっちのほうで新しい家を買うんで、買うときに0.1を超えたということなんですか。前はもうちょっと前のページもあったんですけど、5番も下限面積は20aを超えてるということになってるんですけど、これは0なんですか、新しく家を買われるんで。どういうことかよくわかりません。教えてください。</p>
会 長	<p>空き家に対してのやつは特段の面積というのを定めていて、0.1以上あればいいということになってる。0だけど334㎡あるんで十分ということ。納得いきましたか。</p>
三輪委員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>他にございませんので、議案第23号7番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続いて、議案第23号8番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは続きまして8番でございます。確認を4月27日に行っております。場所は土橋、現況地目は田畑計3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、野菜、作業従事者は2名で、価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続きまして第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、貸人が耕作できないことから地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、耕作に必要な機械を所持しており、労働力なども問題なく面</p>

	積要件も満たしていること、また地元耕作者への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
藤本委員	確認を5月5日、神山委員、長岡推進委員と現地を確認しております。場所は土橋のお宮があります。場所は●●という部落です。直線にして200m程した所に家がありまして、その右隣の田んぼと畑です。これはこの持ち主の人が20年程前にそこを出ております。そのとき、今の譲受人のおじいさんのときに売買の話ができていたんで、そのまま登記をしておかなかったということで、ここで登記をするために申請書を出したということで、別段問題はないと思います。以上ですのでよろしくお願ひします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号8番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続いて、議案第23号9番の議案について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは続きまして9番でございます。確認を4月27日に行っております。場所は土橋、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2名で、価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続きまして第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、貸人が耕作できないことから地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、耕作に必要な機械を所持しており、労働力なども問題なく面積要件も満た

	<p>していること、また地元耕作者への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤本委員	<p>確認日を5月5日、神山委員、長岡推進委員と現地を確認しております。場所は土橋交流センターというのがあります。その真ん前の●●という部落です。これも20年程前、市道拡張に伴い、この持ち主の田んぼを提供しております。そのときのデータの反別が減ったということで、この譲受人の●●●●さんが耕作をずっとしておりました。ここで固定資産税の問題があるということで、●●●●さんが●●さんから取得したものです。以上です。何も問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんようなので、議案第23号9番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続いて、議案第23号10番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは続きまして10番でございます。確認を4月28日に行っております。場所は千屋実、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は3名で、価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、遠方に住んでいて耕作できないことから地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、耕作に必要な機械を所持しており、労働力なども問題なく面積</p>

	要件も満たしていること、また地元耕作者への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
小田委員	5月10日現地確認を行っております。場所は千屋の●●●●●の国道を挟んだ前の田んぼです。耕作者の方が今まで利用権をされて、ずっと耕作されてたんで問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号10番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続いて、議案第23号11番の議案について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは続きまして11番でございます。確認を4月27日に行っております。場所は草間、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続きまして第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、遠方に住んでいて耕作できないことから地元耕作者へ贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、耕作に必要な機械を所持しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元耕作者への贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
神山委員	5月5日に藤本委員、長岡推進委員と現地確認しております。場所なんです、草間と豊永の境目●●という部落なんです、ここに湯川の診療所がありまして、川を挟んで東側が豊永、西側が草間という形になっていて、譲受人さんの家は豊永のほうになるので、川を挟んですぐの所の湯川診療所から200m程南東へ行った畑になります。管理はしばらくこの譲受人さんがずっとされてるらしいので、問題ないと思います。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号11番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続きまして、議案第24号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは次に第4条の申請につきまして、今回は2件の申請がございました。それでは議案第24号第1番でございます。確認を4月28日に行っております。場所は菅生、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は墓地及び参拝用地で、転用理由は、現在の墓地は豪雨災害により法面が崩れ始め、倒壊の恐れがあり危険なため、申請地に新たに移転するものです。工事期間は許可日から令和2年8月10日です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在の墓地は豪雨災害により法面が崩れ始め、倒壊の恐れがあり危険な状況のため申請地に移転するもので、申請人が所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び墓石移転費は記載の通りで、全て自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。

谷岡代理	<p>確認日が5月3日、現地へ本人の人と一緒に小西委員と行っております。場所は菅生の●●●●の所から●●という所があるんですが、そこへ向かって約500mくらい行って、右上の辺に現地があります。現地を見ましたところ、墓地の裏手が崩壊しそうだということで、ちょっと怖かったんだろうと思います。それで墓地のほうを、今のちょっと上のほうにしたいということで現地を確認しております。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第24号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当と致します。続きまして、議案第24号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは次に2番でございます。確認を4月28日に行っております。場所は大佐小阪部、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は、現在の墓地は山際にあり、過去に崩れたこともあり、危険なことから申請地に移転するものです。工事期間は許可日から令和2年7月14日です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在の墓地は山際にあり、過去に崩れたこともあり危険なため申請地に移転するもので、申請人が所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び墓石設置費は記載の通りで、全て自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
久保木委員	<p>5月5日に確認を行っております。場所は県道新見勝山線、●●●●●●から約100m程行きますと●●という集落がありますが、ここの分岐点大日高原に上がる側と大佐山のほうへ上がる道路がありますが、この道</p>

路左手に川があります。その川から約300m程大佐山方向へ行った、上から2軒目の右側の住宅の下側です。現在の墓地は、昨年大雨で法面が崩れて、またお参りするのに坂道で、高齢でもう難儀だということで、30m程下に、住宅の下側の畑に分筆をして移転をするということでございます。現在の畑が500㎡程あるんですが、分筆して40cm程土のうかなんかで積んで、境界を上げて境をするということです。以上です。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見、ご質問ございませんので、議案第24号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なおいずれも面積が30a未滿のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。

(はい)

会 長 それでは諮問不要として、許可を決定と致します。続きまして、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

吉田局長 それでは次に第5条の申請につきまして、今回6件の申請がございました。まず第25号1番でございます。現地確認は4月27日に行っております。場所は草間、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は地区集会所及び露天駐車場、転用理由は、現在使用している地区の集会所が老朽化しているため、申請地に新たに地区の集会所、木造平屋建てを建設するものです。契約の種類は使用貸借権の設定、工事期間は令和2年6月1日から令和2年12月31日です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在使用している地区の集会所が老朽化しているため、申請地に新たに地区の集会所を建設するもので、所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得

	ないと考えます。資金計画につきましてですが、土地造成費及び建築費は記載の通りで、自己資金と補助金を利用します。以上です。
会 長	この件について地区委員の説明を求めます。
神山委員	これは先月の総会で出させてもらいまして、それを問題点を改善して、5条に変えて申請させて頂きましたので、問題ないと思います。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
久保木委員	自己資金とあるんですが、これは関係者の人から集めたお金ですか。それともこの人が一人で出される。
神山委員	申請人が地区の総代さんということで、地区のお金。個人で申請という形ではないんで、一応代表としてこの方のお名前が挙がっていますが、●●部落ということで。
会 長	よろしいですか。他にご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問ございませんので、議案第25号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、許可妥当と致します。続きまして、議案第25号2番の議案について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	次に2番でございます。現地確認は4月27日に行っております。場所は高尾、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は露天駐車場、転用理由は、転入により家族が増えたため、駐車場が不足するため、露天駐車場を整備するものです。契約の種類は売買で、工事期間は許可日から令和2年6月30日です。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。譲受人は同居家族が増え、駐車場が不足するため、自宅近くに露天駐車場を整備するもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、

	土地造成費及び建築費は記載の通りで、資金は全て自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
倉脇委員	5月14日に眞壁委員、溝尾推進委員の3名で現地を確認しております。場所は新見インターチェンジの料金所北側の土地になります。現在雑種地なので問題ないと思います。よろしくお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	問題じゃないんですよ。10a当たり1,749万、高いんじゃないか。
眞壁委員	あの場所ならそんな値段です。そういう場所です。上市でもその位。
山田委員	今までの色々価格があるんですが、ずばり載せる、金額を。10a当たりじゃなしに。
会 長	当該面積についてなんぼというのを。
山田委員	そう。
会 長	比較して見るんだったら、今の10a当たりのほうがいいんじゃないかな。比較するのに、これで10a当たりなんぼということに、またなるんじゃないかな。10a当たりのほうが比較するのにはいいかなと。 他にご意見ございませんでしょうか。 (意見、質問なし)
会 長	他にないようでしたら、議案第25号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、許可妥当と致します。続きまして、議案第25号3番の議案について事務局の説明をお願いします。

吉田局長	<p>それでは続きまして第3番でございます。現地確認は4月28日に行っております。場所は千屋、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は墓地、転用理由は、現在の墓地は山中にあり、熊が出たこともあるなど危険なため、申請地に新たに墓地を移転するものです。契約の種類は贈与による所有権移転、工事期間は許可日から令和2年7月14日です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在の墓地は山中にあり、熊が出たこともあるなど、危険な状況のため申請地に移転するもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び墓石設置費は記載の通りで、全て自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
小田委員	<p>5月10日、山本推進委員と現地確認を行っております。場所は旧千屋幼稚園の向かいの山なんですが、記載の通り何か山の上にあるんですね。近くの便利のいい所に移すということで、やむを得ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第25号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
吉田局長	<p>全員賛成と認め、許可妥当と致します。続きまして、議案第25号4番の議案について事務局の説明をお願いします。</p> <p>続きまして4番なんですが、4番から6番まで一括して説明させていただきます。現地確認は5月1日に行っております。場所は足見、現況地目は田畑3件、合計致しまして19筆でございます。転用目的は鉱業保安用地、転用理由は、採掘範囲拡大のため申請地を鉱業保安用地として利用するものでございます。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は</p>

	問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないと考えます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
神山委員	5月5日に藤本委員、長岡推進委員と確認しております。場所なんですが、草間の●●●●●●●●から西へ約1km行った、足見の●●部落という所になるんですが、井倉駅から上がった、日鉄鉱業さんの採掘地の谷の一番奥のほうイメージがつきやすいと思います。そこの採掘範囲が広がるということで、付近一帯を保安用地として利用するという事なんで、問題はないと思います。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。4番5番6番についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんようなので、議案第25号4番5番6番について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、許可妥当と致します。なお1番2番3番の議案につきましては面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。 (はい)
会 長	諮問不要として許可と致します。また4番5番6番の議案につきましては面積が30aを超えますため、県農業会議へ諮問が必要になります。諮問会議において許可が適当と認められた場合、総会は省略して会長名で許可することにご了承ください。 (はい)
会 長	ここで暫時休憩と致します。 ～ 休憩 ～

会 長	<p>時間が来ましたので再開します。議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回新規の貸付が25件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っておりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。たくさんあるんですけども、一通り読ませて頂きます。1番が唐松、田2筆、4年10ヶ月の使用貸借。2番が唐松、田2筆、4年10ヶ月の使用貸借。3番が菅生、田1筆、4年10ヶ月の使用貸借。4番が千屋、田2筆、9年10ヶ月の使用貸借。5番が大佐小阪部、田2筆、9年10ヶ月の使用貸借。6番が大佐大井野、田2筆、2年11ヶ月の貸借。7番が大佐小阪部、田3筆、2年10ヶ月の使用貸借。8番が大佐永富、田1筆、5年の使用貸借。9番が大佐永富、田3筆、4年10ヶ月の貸借。10番が大佐田治部、田1筆、5年の使用貸借。11番が神郷下神代、田3筆、4年10ヶ月の使用貸借。12番が神郷下神代、田4筆、4年10ヶ月の使用貸借。13番が神郷下神代、田2筆、9年10ヶ月の使用貸借。14番が神郷下神代、田1筆、9年10ヶ月の使用貸借。15番が神郷高瀬、田2筆、4年10ヶ月の使用貸借。16番が神郷高瀬、田3筆、4年10ヶ月の使用貸借。17番が神郷釜村、田畑合わせて2筆、10年の使用貸借。18番が神郷高瀬、畑1筆、4年10ヶ月の貸借。19番が哲多町大野、田5筆、3年5ヶ月の使用貸借。20番が哲多町矢戸、田畑合わせて6筆、5年の使用貸借。21番が哲西町大野部、畑1筆、1年の使用貸借。22番が哲西町大野部、畑1筆、1年の使用貸借。23番が哲西町矢田、田5筆、2年10ヶ月の貸借。24番が哲西町上神代、田2筆、5年の使用貸借。25番が哲西町上神代、田7筆、5年の貸借となっております。なお1番から5番、11番から15番、19番の11件については農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願い致します。</p>
三輪委員	<p>1番は確認は5月7日、逸見会長、藤澤委員、私と確認しました。場所は●●●の北側の玄関からさらに北へ100m位の所に2枚田んぼがありました。問題ありません。2番は確認は同じ5月7日、逸見会長と藤澤委員と私と行きました。場所は唐松の新しい道、吉備新線を行きましたら突き当たりには三叉路があります。右に行けば豊永、左に行けば旧道のほうへ行くんですが、そこの所を左に行きまして、10m程行きましたら牛乳</p>

屋の大きな看板があります。そのそばの路地を10m位入った所に、左側に田んぼがありました。これでは2枚になっておりますが、現在は1枚になっておりました。問題ありません。

小西委員

現地確認を5月3日、谷岡委員と確認しました。場所は県道菅生上熊谷線を菅生に入って、2番目の部落の川向かいにバス停があるんですけど、そのバス停のすぐ下にありました。耕作の準備をされてましたんで、問題ないと思います。

小田委員

今日山本委員さんがお休みなので代わって説明します。確認を5月10日、場所がですね、千屋に入って頂いて、バス停があるんですが、その左上、耕作者の家の前の農地です。以上です。

後藤委員

場所は詳しく言いませんので、よろしくお願ひします。5番ですが大佐分署、消防の分署がありますが、あれを大井野方面のほうへ300m程行きますと●●という、大きな田んぼがあるんですが、その中にある農地でございます。それから6番は●●という集落なんですが、その中にある農地でございます。7番はさきほどの5番と同じ所の集落内にある農地です。それから8番は中学校の東側の所に位置する農地であります。9番これも中学校の東側、倉庫があるんですが、そこの付近の農地、久保木委員さんのほうへ行く途中の農地であります。それから10番が田治部なんですが、これも●●●●、●●●のほうへ行ってもらいますと、JRの踏切渡って10m程行った所の右側にある農地でございます。以上です。確認は11日にしております。

井上委員

11番から18番まで、順次説明させていただきます。11番は5月3日に大原委員、仲田委員、橋本委員と現地を確認致しました。場所は神郷支局より東城方面に、橋を渡って700mの地点に3筆ありました。12番は同じく3日に確認を致しました。場所は親子孫水車より●●●●のほうに行きまして逆に200m程下、谷筋に4筆ございます。それから13番は神郷の●●地区の踏切、芸備線との交わった踏切から川沿いに50m程行った所の道の両側に1筆と、それから2筆ございます。それからその●●というのがその下の14番でございます。同じ所でございます。それから15番は新見多里線の神郷高瀬地区でございまして、市バスのバス停の道路のすぐそばの下りた所でございます。16番は同じく市バスの上のほうからの、駐車場から約50m離れた所の2筆を一つにしたということで3筆でございます。それから17番はこれは新見多里線のバスの停留所から50m行った道のすぐそばでございます。18番は前回も言いましたが、神郷のトマト団地のこの間の●●さんのすぐ隣でございます。そこで畑でト

	<p>マトを作っております。以上です。</p>
鈴江委員	<p>19、20、2筆でございますが、現地確認を5月9日に奥山委員、川上委員と私3名で行っております。19番は健康の森から500m程哲西方面に行った所にあります。それから20番は萬歳郵便局から3km程行った成羽方面になりますが、その道路肩にあります。1筆だけ100m程離れた所にありました。以上です。よろしくお願ひします。</p>
奥津委員	<p>21番から25番までは確認日は5月7日、確認者は私と谷川内委員と三上委員です。21、22は●●という所と●●という所の境から、手前500m位の所に哲西町の旧消防機庫があるんですが、その機庫と県道との間に二つございました。また21の●●さん、高齢者ではあるんですが、●●さんは自分方の畑もちゃんとやっておられますので、特に問題ないと思います。23番は哲西中学校から182号線を東城のほうに向かって、約500mの所を左に曲がったら300mの所に児童館があるんですが、そこからまた山の方へ200m程行った左側に続けて5筆ございます。24番は同じく182号線の●●●●があるんですが、そこから約200m程行った所に2筆ございました。25番は哲西支局から中国自動車道へ向かって、芸備線を渡った所の●●さんという家があるんですが、その前に7筆続きでございました。以上問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第26号新規の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、新規は決定と致します。続きまして、再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>再設定が12件、内2件が農地中間管理機構によるもので、いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説</p>

	<p>明がありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>補足説明ございませんようなので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>では議案26号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、再設定は決定と致します。続きまして、議案第27号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは次に現況証明の申請につきまして、この度3件申請がございました。第1番でございます。確認を4月27日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は原野1筆でございます。理由は、以前は自宅の庭として利用されておりましたが、転居のため平成15年頃から荒れて原野になっているというものでございます。それでは続きまして2番でございます。確認を5月7日に行っております。場所は哲多町矢戸、現況地目は公衆用道路及び原野で計7筆でございます。1筆は昭和の頃から公衆用道路の一部となっておるというものでございます。他の土地につきましては、平成になって耕作を放棄しております、原野となっているというものでございます。次に3番でございます。確認を4月27日に行っております。場所は法曾、現況地目は原野1筆で、理由は昭和の頃から荒廃して原野となっているというものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
三上委員	<p>確認日は5月7日、谷川内、奥津委員と私3人で行いました。場所は哲西支局から東のほうに●●●●●の方に向かって入る●●部落というのがあるんですが、そこに3つの谷があつてその真ん中の谷の一番奥の家ですけれども、平成15年頃まではきちっと管理されておりましたが、その後やむなく原野化しておりました。</p>
奥山委員	<p>5月9日、川上委員、鈴江委員と現地を確認しました。場所は哲多町と成羽町の境の所を右折して100m程行った所です。事務局の説明通りでした。よろしくをお願いします。</p>

藤澤委員	5月7日に逸見会長、三輪さんと私の3人で現地を確認しております。井倉から上がって哲多の町境の手前を右に約300m程行った所で、もう竹やスギやヒノキが生えておりました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。3件まとめて。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号1番2番3番について認定に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、認定と致します。続きまして、議案第28号農地権利移動を認める別段の面積の設定について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	この度空き家に付随する農地として、別段の面積を設定する申請が1件ありました。空き家バンクに登録されていた物件で、場所は唐松、田畑合わせて5筆、計1540㎡です。いずれも本市で設定している0.1a、10㎡以上に当てはまるものです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
藤澤委員	5月7日に逸見会長、三輪さん、私との3人で現地を確認しております。この●●●●番の●の田んぼでございますが、備北新線を入りまして左手に旧幼稚園があります。その前を右手へ30m程入った田んぼでございます。あとの4筆につきましては、今度は旧道になります。●●●●のちょうど前がその畑と小さいのがちょっとありまして、住宅があるその前がこの畑になっております。現地を確認しております。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)

会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続きまして報告事項に入ります。農地改良届について、事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは農地改良届につきまして、届出が1件ございました。確認を4月6日に行っております。場所は石蟹、現況地目は畑1筆でございます。理由でございますが、嵩上げを行うことで排水を良くし利便性の向上を図ると共に、通学路の隣でもあるということで安全のためにも改良を行うというものでございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告をお願いします。
藤澤委員	5月7日に3人で確認をしております。場所は●●●のちょっと上に、石蟹のほうへ入る旧道と新見へ行く180号があります。ちょうどその三角で、昔その隣が焼肉屋かなんかがありました。三角の小さい田んぼでありまして、通学路になっておりますから、そこから下がっております。そういうことで確認をしております。
会 長	次に、30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回この届出が1件出ております。これは農地法施行規則に基づいて、非常災害等により公共事業で行う復旧のための転用の場合は許可がいらなないということがありますので、このような手続きを行っております。確認を5月2日に行いました。場所は西方地内、現況地目は田、変更内容は残土置場で、変更期間は恒久となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
仲田委員	確認日は5月3日、橋本委員、大原委員、井上推進委員と行きました。場所は西方の八幡様の鳥居から、川を下流に60m位の所でございます。現況は●●●●さんが災害工事をやっておられました。鉄板を敷いて仮設道として利用されていたんですが、そこへ災害の残土を置くということでございまして、あとから建設課のほうへ確認の電話をしたら、変更期間が恒久となっているんだけどどんなんだろうかと言ったら、恒久というのはとりあえず期限を決めてないということだそうです。土地のほうは無償提供してもらっているんで、もし土地所有者のほうから何かすると言ったら、またそのときに話はしますということでした。以上です。
会 長	続いて、完了届について事務局の説明をお願いします。

竹村次長	完了届が4件出ております。1番が正田地内、農地法第5条による事務所兼倉庫への転用です。2番が唐松地内、農地法第4条による駐車場への転用です。3番が菅生地内、農地法第5条による土場、材木置場への転用です。4番が哲多町成松地内、農地法第5条による資材置場への転用です。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
藤澤委員	1番2番とも5月7日に確認をしております。申請通りできておりました。
眞壁委員	5月3日に調査しました。すでに出来上がっておりまして、土場として利用されておりました。以上です。
川上委員	5月9日に奥山鈴江両委員と共に現地を確認を致しました。問題ないと思います。
会 長	続いて利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	利用権設定の中途解約が2件出ております。1番が千屋実、田1筆、今回3条申請を出すために、ここで中途解約をされました。それから2番が神郷高瀬地内、田2筆、今後中間管理機構に貸し付ける予定となっておりますので、中途解約をされました。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
小田委員	山本推進委員の代わりに報告します。説明の通り3条で出てますんで問題ないと思います。
井上委員	さきほど説明がございました事務局の説明の通りでございます。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありますか。 (ありません)
会 長	ないようなので、その他に入ります。続きましてその他ですが事務局からお願いします。

三村主幹	それでは次回の総会ですが6月18日(木)午前9時30分から、ここ南庁舎1C会議室となっておりますがよろしいでしょうか。それでまた7月の予定なんですが、20日に臨時会がある関係で、臨時会の前に定例会を開催したいと思いますが、7月10日(金)同時刻9時30分からでいかがでしょうか。ありがとうございました。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。
谷川内委員	ちょっと相談を受けたんで、皆さんのお知恵を拝借したいんですけど、大変哲西町は揉める所なんで、特に僕の農地地区は。今年は田んぼの水は結構あるんで揉めてないんですけど、相談を受けてちょっと行ってみたら浴槽の黒いのを外して、川という程ではない溝ですね、50cm位の所へ入れて、要するに川下から川上へエンジンポンプで水を上げる訳です。そうするとその水路の人の行ってる所へ、下側は水が来ないという苦情を受けたんですが、それでどこまで農業委員として介入していいのかというのをちょっとお伺いしたいんです。土地のことならはっきりとわかるんですけど、哲西は僕が入ったときから結構水問題で難儀してるんですけど、今年は水がまああるんで。と言ったら去年は結構我が田んぼもからからなのに、エンジンポンプ持ってきて川上へ上げるということなんですが。
谷岡代理	水利組合に話を通すべきと思うよ。
谷川内委員	では水利組合と話すように言いましょうか。それでいいですかね。
会 長	そりゃ水利組合と一番話するには妥当じゃろう。
谷川内委員	わかりました。そういうことでまとめさせていただきます。いらんこと言いました。すみません。ありがとうございました。終わります。
会 長	他にご意見、ご質問ございませんか。 (ありません)
会 長	ないようでしたら、閉会を谷岡代理が行います。
谷岡代理	(閉会挨拶)
(閉会時刻 午前 11 時 30 分)	